2　代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務

憲法改正国民投票においても、1・2と同様とした。（第五九条第一項及び第二項並びに第六一条第九項関係）

四　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正関係

国政選挙において不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費（一日につき一万七〇〇〇円）について、国が負担する不在者投票特別経費に算入することとした。

五　施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日後に公示され又は告示される選挙について適用することとした。

―――――――――――――

◇内閣法等の一部を改正する法律（法律第二二号）（内閣官房）

一　内閣法の一部改正

1　内閣官房に、内閣情報通信政策監を一人置くこととした。（第一六条第一項関係）

2　内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理することとした。（第一六条第二項関係）

二　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正

1　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）の本部長は、本部の所掌事務のうち次に掲げる事項に係るもの及び本部の関係行政機関の長等に対する資料の提出等の協力の求めに係る事務を本部員たる内閣情報通信政策監に行わせることができることとした。（第二六条第二項関係）

㈠　府省横断的な計画の作成

㈡　関係行政機関の経費の見積りの方針の作成

㈢　施策の実施に関する指針の作成

㈣　施策の評価

2　本部員たる内閣情報通信政策監は、必要があると認めるときは、本部長に対し、1の事務に関し意見を述べることができることとした。（第二六条第三項関係）

3　本部長は、必要があると認めるときは、本部員たる内閣情報通信政策監に対し、1の事務の実施状況等の必要な事項の報告を求めることができることとした。（第二八条第三項関係）

4　本部長は、2の意見及び3の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができることとした。（第二八条第四項関係）

5　本部に置かれる本部員に内閣情報通信政策監を加えることとした。（第三〇条第二項関係）

6　地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができ、協力を求められた本部は、その求めに応じるよう努めることとした。（第三二条関係）

三　国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

内閣情報通信政策監を特別職とし、その俸給月額について定めることとした。（国家公務員法第二条第三項、特別職の職員の給与に関する法律第一条関係）

四　附則

1　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

2　政府は、行政機関が保有する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表するための方策、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報提供ネットワークシステムを効率的に整備するための方策等について総合的かつ一体的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（法律第二三号）（国土交通省）

一　気象業務法の一部改正関係

1　特別警報の実施（第一三条の二関係）

㈠　気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、その旨を示して、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、津波、高潮及び波浪についての警報（以下「特別警報」という。）をしなければならないこととした。

㈡　気象庁は、㈠の基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないこととし、当該関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならないこととした。

2　特別警報の伝達（第一五条の二関係）

㈠　気象庁は、特別警報をしたときは、直ちに都道府県の機関等に通知しなければならないこととし、通知を受けた都道府県の機関は、直ちに関係市町村長に通知しなければならないこととした。

㈡　㈠の通知を受けた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる措置をとらなければならないこととした。

3　津波予報業務の許可基準の改正（第一八条関係）

津波の予報の業務に係る許可の基準について、現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものとすることとした。

4　気象庁長官の権限の委任先の見直し（第四三条の四関係）

海洋気象台の廃止に伴い、気象庁長官の権限の委任先から海洋気象台長を削除することとした。

二　国土交通省設置法の一部改正関係

海洋気象台を管区気象台等に統合し、海洋気象台を廃止することとした。（第四八条、第四九条及び第五一条関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――――――

◇森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第二四号）（農林水産省）

1　目的の見直し

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成三二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

「特定間伐等」、「特定母樹の増殖」及び「特定増殖事業」を定義した。（第二条関係）

3　基本指針の見直し

農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととし、当該基本指針に定める事項に、特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項、特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項等を加えることとした。（第三条第一項及び第二項関係）

4　基本方針の見直し

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めることとし、当該基本方針に定める事項に、特定母樹の増殖の実施の促進の目標、特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項等を加えることとした。ただし、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、特定間伐等の実施の促進に係る事項を定めれば足りることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

5　特定増殖事業計画の認定等

㈠　特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に定められた特定増殖事業の実施方法に関する事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事（以